

第110号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。